平成２４年（フ）第８２０９号
東京都江戸川区松島２丁目39―４―102
債務者　手島　久夫
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月４日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第３３号
熊本県八代市千丁町古閑出2098番地３
債務者　村田　由香
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月５日午後２時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第６４２２号
東京都品川区豊町６丁目31―15　兼松方
債務者　岡野　忠和
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７１４号
東京都足立区綾瀬２丁目26―１―203
債務者　代々城　宙
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６８９３号
東京都江東区新砂３丁目９―12―９
債務者　小高　裕一
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月６日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９１号
釧路市堀川町８番８号　中井マンション201
債務者　藤井　君枝
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月13日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第６１７号
東京都国立市富士見台１丁目２番地の１レクセルプラッツァ国立406
債務者　末吉　康江（旧姓宮澤）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６３８号
東京都八王子市鑓水２丁目82番地６―407
債務者　松尾喜多子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６９２号
東京都八王子市大和田町３丁目21番20号グレース大和田105号
債務者　蒔田　喜春
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月12日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２１号
熊本県菊池市隈府874番地10　中川アパート201
債務者　倉原　　愛
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月14日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２４年（フ）第３２２号
静岡市清水区三保3281―２　エルスト102号、住民票上の住所静岡市清水区三保133番地の76
債務者　大鹿　浩一
1　決定年月日時　平成24年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月18日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１８４２９号
東京都小金井市東町４丁目37―８―203、住民票上の住所東京都渋谷区富ヶ谷２丁目24―11―305
債務者　酒井　知佐（旧姓花野）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６１８４号
東京都杉並区今川４丁目13―６
債務者　相生るり子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２９７号
東京都足立区梅島３丁目31―17―302
債務者　橋本　勝巳
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４８２号
東京都練馬区高野台３丁目33―21―103
債務者　杉本　康則
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月20日午後４時
東京地方裁判所民事第20部